室戸市学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月

室戸市教育委員会

目　　次

１．計画の趣旨・現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容　・・・・・　２

５．関連する取組、今後のフォローアップについて　・・・　４

Ⅰ．計画の趣旨、現状

（１）計画の趣旨

本計画は、教育職員が心身ともに充実した状態で、学びの専門職としての「働きやすさ」「働きがい」を両立し、日々活き活きと児童生徒と接することができるよう勤務状況を改善し、効果的な教育活動ができるようにすることを目的として、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき、策定するものである。

室戸市教育振興基本計画で掲げる「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく未来を切り拓く力を育む教育」の実現には、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

室戸市で働く教職員の時間外在校等時間、教職員のワーク・ライフ・バランス等に関する目標を定め取り組んでいる「第１期　室戸市立小中学校教職員の働き方改革プラン」をふまえ、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行う。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

（２）室戸市の現状

〇室戸市では、令和６年５月に「室戸市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を改正し、正規の勤務時間を意識することを求めたうえで、令和６年度から「第１期　室戸市立小中学校教職員の働き方改革プラン」の策定に取り組み、教職員の時間外在校等時間を、月当たり 45 時間以内、年当たり 360 時間以内として目標を決めて、超過勤務の縮減を図ってきた。

〇これまでの取組として、校務支援システムによる勤務状況の管理の徹底を図った他、出勤簿の押印廃止、夏季休業中の朝型遅型勤務の導入等の取組を実施した。

〇上記の取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は、次のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月平均３４．９６時間	２８．０％	１．７％
中学校	月平均３０．５６時間	１９．８％	０．８％

〇室戸市教職員の働き方に関するアンケートから、小学校では複式学級が設置されていることに関連した授業準備、中学校では部活動に負担を感じている教職員が多いことが分かった。授業準備を簡素化できるような環境整備や部活動の地域展開等、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

２．目標

〇本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

（１）時間外在校等時間に関する目標

・１ヶ月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

・１年間における時間外在校等時間の月平均を 30 時間程度にする。

・１年間に時間外在校等時間を 360 時間以下とする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下にする取組を行う。

・ストレスチェックにおける健康リスクの値を逓減させる取組を行う。

・教職員の働き方に関するアンケートの質問項目「日々の業務の中で充実感を得られている」の「大いに当てはまる」「当てはまる」の割合を 80%にする。

【R７　76.5%】

３．計画の期間

令和８年度～令和９年度

４．実施する業務管理・健康確保措置の内容

〇本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

イ　学校以外が担うべき業務

◇登下校の通学路における日常的な見守り活動（「３分類」①関係）

・各校区の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを検討する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「３分類」②関係）

・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ね

ることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。

・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「３分類」③関係）

・給食費等の学校徴収金について、保護者徴収金システムを導入する。

・歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化の実施に向けて検討する。

ロ　教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

・調査内容、回答方法等を精査し、学校の事務負担を軽減する。

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「第３分類」⑧関係）

・教育委員会と連携を図りながら、民間委託の ICT 支援員が中心となって各校に訪問しながら実施する。

◇部活動（「３分類」⑬関係）

・令和 10 年度４月までに、原則、教職員が休日に部活動の指導を行わない体制に移行する。活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充、または教職員の兼職兼業についての体制を整える。

ハ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

・授業準備や採点作業等を補助する放課後等学習支援員及び特別支援教育支援員を学校の要望に応じて配置する。

・ICT 等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

（２）学校における措置の推進

学校に以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

・当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度

の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
・各校に設置されている留守番電話機能を使い、勤務時間外での教職員の対応を削減する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・１ヶ月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
・11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
・ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
・年次休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
・令和８年度中に、学校における定時退校日を月３回以上設定するよう推進し、長期休業期間中に 10 日間の一斉閉校期間の設定を行う。
・本計画期間中に、在宅勤務の実施について検討を行う。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、室戸市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、室戸市の HP で周知を行うとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、高知県で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、室戸市で導入するストレスチェックの結果や室戸市教職員の働き方に関するアンケートから把握する。
・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校の本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する情報提供を充実させる等、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計

画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、室戸市における「業務の３分類」をはじめとする業務管理・健康確保措置の内容について、周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。